

(3) 特論

A 近世村五目牛と四農家の素描

高橋 敏

はじめに

群馬県埋蔵文化財調査事業団は1984年赤堀町五目牛南組遺跡の発掘調査を行った。これにより発掘されたのは近世の4戸の農家であった。従来の考古学の発掘の常識からいえば異例のことであり、近世村落を文献史料によって調査する近世史研究の立場からは興味をそそられるものがあった。偶々、この発掘農家の中に菊池とく家(現範氏)が含まれていたことから、発掘後、筆者に協力の要請があり、多くの成果を得ることが出来た。この小稿は、近世史研究からの五目牛村と発掘された4戸の農家の素描である。考古学的所見については発掘に立ち会っておらず、すべて事業団の成果報告に依拠したものである。

未だ本格的文献史料調査を行っておらず、一部データによる考古学研究報告に対する補足と理解していただきたい。

一 五目牛村の概況

近世村五目牛を知る文献史料は、旧村五目牛の公的文書として叢蔵されて来た五目牛区有文書である。これは現在赤堀町立歴史民俗資料館と区の公民館に保管されている。

区有文書中から五目牛村の概況を知ることが出来るものは、まずは村明細帳であろう。明和元年(1764)12月の「上野国佐位郡五目牛村明細帳」が存在する。概況を記載した個所を摘出しておく。

一高式百四拾七石九斗三升六合

上野国佐位郡五目牛村

江戸御屋敷者下谷広徳寺前

平岡四郎兵衛様御知行所

一家数八拾四軒内五拾三軒本百姓

三拾壹軒水呑百姓

内拾壹軒ハ家なし

一人数三百三拾六人内男百七拾人

女百六拾六人

内拾弐人奉公人出ル

一馬數 九疋

(中略)

一石盛之義相知レ不申候

村高は247石9斗3升6合、支配は旗本平岡四郎兵衛の知行所、家数は84軒、人口は336人(男170、女166)であったことが判明する。一軒当たり2.95石 一軒当たり家族数4人の平均値が出される。家数84軒中53軒が本百姓、31軒(36%)が水呑百姓、その内11軒(全体の13%)が家なしである。馬に関しても9疋とは所持率が僅か11%ということになる。

村の生産力のあり様をもう少し詳しく知るために、村高の基礎になっている反別を年貢割付状から明らかに

にする。五目牛村は田方12町4反5畝20歩、畠方18町8反7畝9歩の課税耕地からなる。前掲の明細帳には、「石盛之義相知レ不申候」とあり、田畠に対しそれぞれどのように米に換算されて村高が算出されたかは不明である。しかし、単純に反別総計31町3反2畝29歩で村高247石9斗3升6合を割れば反当たりの平均石盛りが7斗9升であることが計算出来る。田畠比が4対6の畠作優位にしては高い数字である。一般的に上州は自然環境からいって畠作地帯であり、米作の水田を前提にした石高制の価値観から見れば後進地域と見做された。米納年貢を欲する幕藩領主からすれば、限界一杯の石盛りを採用したいところであろう。五目牛村もその例外ではなかったのであろうか。

第1表 五目牛村の村落構造(明治3年)

特 反 別	軒
0～1反	13 *1・2
0～2	10
2～3	4
3～4	10 *3
4～5	4
5～6	2
6～7	5
7～8	3
8～9	2
9～10	1
10～15	4
15～20	2 *4
20～30	2
計	62

明治3年「人別改帳」より作成

*1・2 幸太郎・弥太郎

*3 兼太郎

*4 佐之吉

明治4年(1871)3月「上野国佐位郡五目牛村当未人別改帳」によれば、家数62軒、人数261人(男127、女134)である。村高、反別は変わっておらず、幕末維新期には家数、人口とも急減したことがわかる。一軒当たり約4.0石、持反別5反、一軒当たり家族人数4.2人の平均値となる。これを村落の荒廃と捉えるよりは、適度な安定と考えてもよい。

次に、個々の農民の持反別を摘出して村落を構造的に分析する必要があろう。

2反未満が23軒(37%)と底辺層も多いが広汎な階層分布も認められる。養蚕地帯にあっては、水田地帯と違って4、5反クラスであれば経営の自立は充分可能である。

支配の問題について若干触れておく。関東農村の旗本支配の一般例と同様に、領主平岡四郎兵衛も家政悪化のツケを知行所村々に押しつけている。文化15年(1818)には「御勝手向御賄金」のための「月次勘定帳」が作成され、元利合わせて108両余が計上されている。平岡氏の借金を知行所村々が年貢を担保に負う形式であり、支配の弱体化は否定出来ない。天保5年(1834)に領主の借金をめぐって江戸の金主と出入りに及んでいる。反面このことは、借金を肩代わりする農民の立場を強くすることに連なる。国定忠治をめぐる菊池千代松・とくの夫婦が生まれて来ても当然ともいえるのである。

次に、群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘した当該4戸の農家の分析に入っていかねばならない。

二 五目牛村と4軒の農家

1. 当該農家の確定

まず当該農家4戸を近世五目牛村において確定しなければならない。村絵図があればその中で4戸を推定できないものか。明治3年(1870)5月27日の村絵図がある。この村絵図には、家型を模した農家が人名とともに書かれており、農家を村落内において地理的に確認できるのである。93頁図及び原色写真3に明らかな

よう、上武国道工事のため移転を余儀なくされ発掘調査された4軒は、この地図では東西に走る直線上の兼次郎、佐之吉、幸太郎、弥太郎に推定できはしまいか。この4戸を世襲の有無、系譜の検証から現在の居住者と結びつけ、実証することがまず手続きとして行われねばならない。つづいて近世村五目牛の当該4戸を近世地方文書によって確認し、実態の把握に向かうべきであろう。

事業団の調査によれば、兼次郎は菊池治雄氏家、佐之吉は菊池範氏家、幸太郎は神沢敬一氏家、弥太郎は神沢一夫氏家と確定された。

2. 当該4家の状況

個々の農家の状況を知ることの出来るものに、宗門人別帳がある。これにより、家族構成員、保有反別が明らかになる。区有文書中に「明治四辛未年三月吉日、上野国佐位郡五目牛村当未人別改帳」が存在する。当該4家の個所を列挙する。

一神葬祭 持反別三反八畝拾八歩

兼 次 郎 ⑩
廿九才
女房 や す
廿八才
母 と め
四十八才
妹 こ よ
拾弐才
同 ひ ろ
六才
伴 宇 三 吉
七才
同 忠 作
弐才
家内七人内男三人
女四人

一神葬祭 持反別壱町六反壱畝廿九歩

佐 之 吉 ⑩
四十四才
母 と ぐ
五拾六才
女子 み き
拾壱才
家内三人内男壱人
女弐人
馬壱疋

II 近世・近代

一神葬祭 持反別九畝廿五歩

幸 太 郎 Ⓜ

三十六才

母 き よ

六拾四才

家内式人内男壱人

女壱人

一神葬祭 持反別八畝拾六歩

弥 太 郎 Ⓜ

拾九才

家内壱人男

農家経営の基盤である持反別の田畠比を明らかにする必要もある。上州は畑作地帯であり養蚕・生糸業の盛んな地方である。

明治3年(1870)3月、ちょうど前掲の村絵図と同時に作成された「田畠持高帳」から田畠比が明らかになる。

兼次郎は、畑2反25歩、田1反7畝23歩、合計3反8畝18歩、佐之吉は畑9反7畝24歩、田6反4畝5歩、合計1町6反1畝29歩、幸太郎は畑8畝23歩、田1畝2歩、合計9畝25歩、弥太郎は畑3畝16歩、田5畝歩、合計8畝16歩である。田に比し畑の多いのは決して不利にはならない。養蚕に支えられる農業であるからである。それにしても、佐之吉に比して兼次郎は四分の一以下であり、まして幸太郎、弥太郎は1反未満の保有であり農家経営の自立には苦しい状況にあったと見做さざるを得ない。

村落内部における当該4戸の農家の存在のあり方は第1表「五目牛村の村落構造」を参照してほしい。

後年の明治17年(1884)12月20日の連合戸数等級の改正等級においても、4家の状況は変わっていない。菊池とく(佐之吉の母)は二等を占めて村内第一位に位置し、神沢幸太郎、弥太郎の二人は十等である。

おわりに

不充分な文献史料調査のため、考古学からの近世村落、農家の発掘調査に対して適切な助言とはならなかつたと思う。文献偏重の歴史研究から見えてくる歴史像は当然偏ったものになり、特に民衆生活史においては不毛なる限界の中にあるといつても過言ではないであろう。さまざまな障害があるにせよ、考古学と歴史学の協業は今後とも企図されなければならない。小稿がひとつの一契機になればと念ずる次第である。

なお、発掘した民家、特に菊池とく家(現範氏)の生活文化史からのアプローチについては、拙稿「民家の生活文化史－赤城型民家の時代と社会－」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集 1991年)、時代的・社会的背景については『国定忠治の時代』(平凡社選書 1991年)を参考にしていただきたい。